

広島県農業会議第3回常任会議員会議議事録

と き 平成21年6月18日
ところ 広島市・土地改良会館

1. 開催日時 平成21年6月18日(木) 午後1時30分から2時45分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(15人)

1番 渡辺眞作	2番 梶原安行	3番 佐々木信幸
4番 林 武彦	5番 重光照久	6番 近廣多郎
7番 槇原勝正	8番 大元活男	9番 石田文雄
10番 中谷憲登	12番 福本正彦	14番 小泉俊雄
16番 山口泰治	17番 安井裕典	18番 滝口季彦

4. 欠席会議員(5人)

11番 中原輝雄	13番 卜部百合子	15番 高橋敬明
19番 牛尾洋昭	20番 西岡恒治	

5. 議 事

第1号議案	農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案	農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

- (1) 農地法等の改正について
- (2) 県内農産物の生育状況について

7. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営 主査	吉長光一郎
〃 主任専門員	長嶺 孝

広島市農業委員会 主査 今村好司
呉市農業委員会 係長 上原二郎
三次市農業委員会 主任 渡辺英俊
安芸高田市農業委員会 主任 安田勝明
神石高原町農業委員会 事務局長 守多三郎

8. 農業会議事務局職員
事務局長 木原政弘
次長 江上正一
主任 平山太郎

9. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第3回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
会長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長よろしく申し上げます。
議長	それでは、私が議長を務めさせていただきます。 本日の出席会議員数を報告いたします。常任会議員総数20人、うち本日の出席は15人です。出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。議事録署名者を、私の方から指名いたします。6番●●会議員、14番●●会議員に、お願いいたします。 よろしく申し上げます。これより審議に入ります。 今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局 (議案4ページから13ページにより説明)

議長 ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

議長 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、安芸高田市農業委員会からお願いします。

農業委員会 安芸高田市農業委員会 (資料1の2ページ・6ページの案件説明)

議長 以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて31件の諮問を受けております。これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

議長 他に、ご質問がないので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

議長 つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三次市農業委員会からお願いします。

関係農
業委員
会

三次市農業委員会（資料1の4ページの案件説明）
神石高原町農業委員会（資料1の7ページの案件説明）

議 長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて47件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（質疑なし）

議 長

他に、ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員

異議なし

議 長

異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。それでは、続きまして報告事項に移ります。県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。

なお、次回の常任会議員会議は7月17日金曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。

それでは、報告事項といたしまして、農地法等の改正につきまして、事務局より報告いたします。

今回の改正は、「農地を貸借する規制の緩和」、「農地の転用規制の強化」、「遊休農地対策の強化」など大幅な改正が行われ、新たに農業委員会組織の役割や機能の強化が求められて参りますので、本日は、今回の農地法等の改正に

ついて、詳しくご説明させていただき、意見交換を行っていただきたいと思います。

なお、今回情報交換を予定しておりました「JAグループにおける地産地消推進活動」につきましては、次回の会議でご報告いただくことにさせていただきます。

事務局 (議案14ページにより説明)

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

議長 続きまして、「県内農作物の生育状況について」を、事務局から説明します。

事務局 (議案35ページから37ページにより説明)

議長 ただいまの説明の内容につきまして、ご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

(質疑なし)

議長 それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 (次回テーマ「JAグループにおける地産地消推進活動」について提案する)

議長 次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、

情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(質疑なし)

議 長

最後に、次回の常任会議員会議は、7月17日 木曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしく申し上げます。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦勞さまでした。

【終了】 14:45